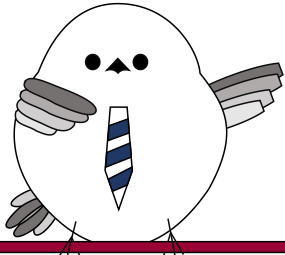


2023年11月29日

「令和5年度入管業務研修会」
入国・在留手続きについて
～オンラインによる在留手続及び最新の入管情報等～



札幌出入国在留管理局

目次

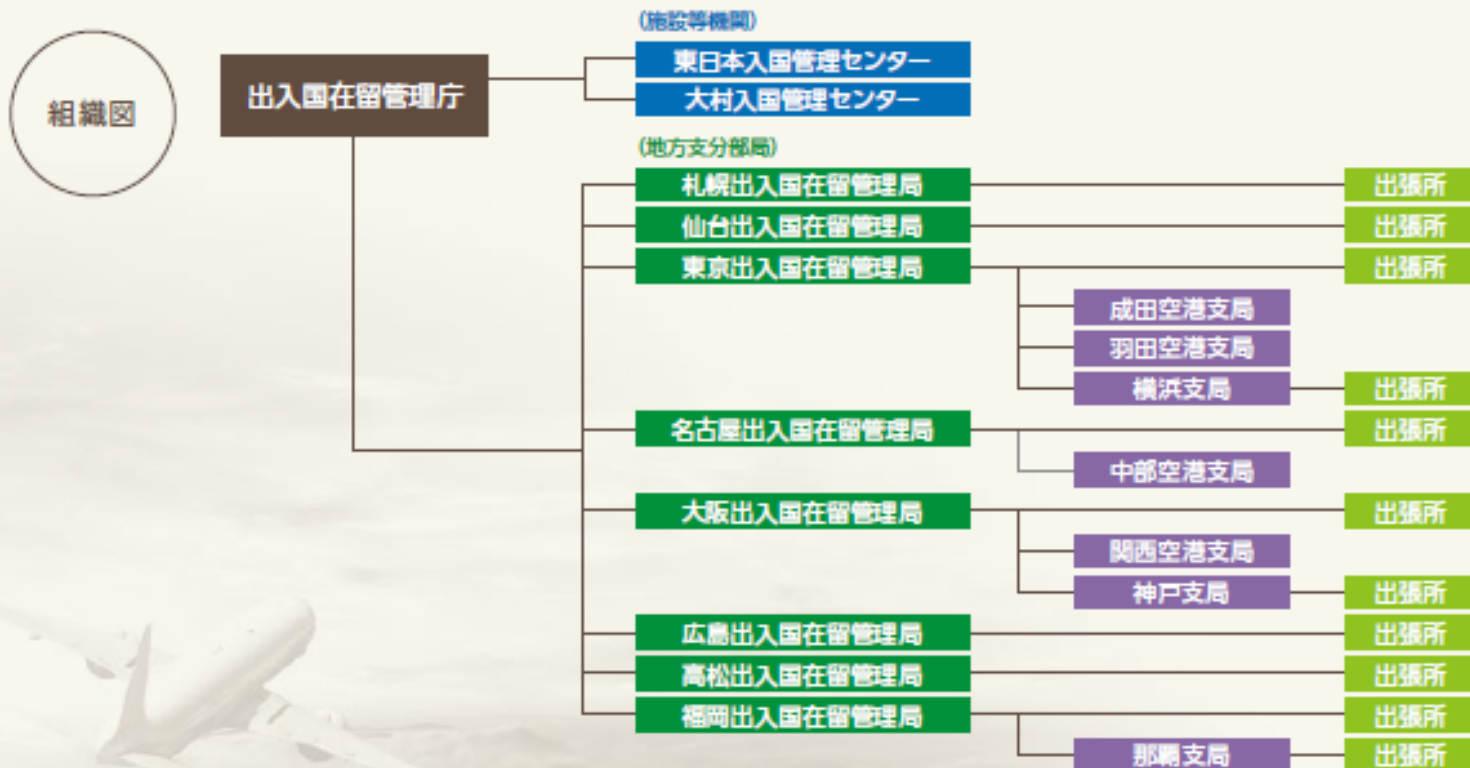
1. はじめに	2P
2. 上陸審査(外国人の上陸審査手続)	6P
3. 在留審査(在留資格に関する手続)	9P
4. 在留管理制度の概要	17P
5. 在留支援	25P
6. 申請取次	28P
7. オンライン申請	32P
8. 在留資格認定証明書の電子化	35P
9. 問合せ先	51P

(付録)各種統計及び令和5年入管法等改正

1. はじめに

1-1 出入国在留管理庁の組織

入管行政を行うための機構として、法務省の外局である出入国在留管理庁が設けられているほか、地方出入国在留管理局（8か所）、同支局（7か所）、出張所（61か所）及び入国管理センター（2か所）が設けられています。



1. はじめに

1-2 出入国管理及び難民認定法(入管法)とは

入管法は以下の2つを目的としています(法第1条)。

・日本に入国し、又は日本から出国する全ての人の出入国及び日本に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること。

・難民の認定手続を整備すること。

→外国人の出入国及び在留の管理は「在留資格制度」に基づいて実施しています。

出入国及び在留の公正な管理とは

外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の**入国・滞在の阻止**をバランスよく適正に実現させることを意味するものです。この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯した外国人等に対しては厳正に対処することとしています。

また、平成30年12月14日に公布された入管法等改正法(平成31年4月1日施行)により、法第1条の入管法の目的に「本邦(日本)に在留する全ての外国人の在留」という文言が新たに明記されており、今後外国人の受入環境の整備(在留支援)についても国として取り組んでいくこととなります。



1. はじめに

1-3 在留資格制度とは

日本に入国・在留する外国人は、原則として入管法に定める在留資格のいずれかを有することが必要です。

→外国人が行うことができる活動等をあらかじめ類型化し、いかなる活動等であれば入国・在留が可能なのかを明らかにする仕組みを「在留資格制度」といいます。

在留資格の区分

大きく以下のように区分できます。

- ①外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格(入管法別表第一の上欄の在留資格(一般的に「活動資格」と総称します。))
 - i 就労活動が認められる在留資格(教授、技術・人文知識・国際業務、技能、特定技能、技能実習など)
 - ii 就労活動が原則認められない在留資格(留学、研修、家族滞在など)
- ②外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格(入管法別表第二の上欄の在留資格(一般的に「居住資格」と総称します。))
(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)

※①については、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留を認めています。これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているため、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(以下「就労活動」という。)ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分かれています。また、上記②については就労を目的とする在留資格ではありませんが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することが可能です。

在留期間

外国人が我が国において合法的に在留することができる期間で、在留資格ごとに定められています。原則として、**最長5年**です(ただし、「外交(外交活動を行う期間)」「永住者(無期限)」などの例外があります。)。在留期間の制度趣旨としては、一定期間ごとの在留状況をチェックすることにより、在留期間更新許可申請が行われることで、在留資格の目的に沿った活動が継続しているかどうかを審査することとなります。このように在留期間は我が国に在留する外国人を適正に管理する上で、必要な仕組みといえます。



出入国
在留管理庁

1. はじめに

1-3 在留資格制度とは

外国人が「何(活動)をするか」がポイント。

外国人が「どのような身分であるか」がポイント。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人 ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。
 ※ 赤字斜体字の在留資格については、上陸基準省令の適用があるもの。

（注1）平成31年4月1日から
 （注2）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業
 （平成30年12月25日閣議決定）

2. 上陸審査(外国人の上陸審査手続)

2-1 上陸審査とは



上陸審査手続の流れ

入国事前審査

上陸審査手続の迅速化及び簡易化のため、在留資格認定証明書制度を設けており、この制度により、入国前に在外公館で行う査証(VISA)の発給手続の迅速化が図られています。



上陸審査



- ①外国人は旅券と査証(VISA)を持って日本に来ます。
- ②日本へ着いた外国人は、上陸申請を行います。
- ③入国審査官が旅券・査証・EDカード・入国目的等に基づいて、上陸を認めてよいか審査します。



上陸許可

審査の結果、上陸が認められると、外国人の旅券に上陸許可の証印をします。このとき、中長期在留者となった方には、空港で在留カードが交付されます。

上陸許可証印 →



上陸

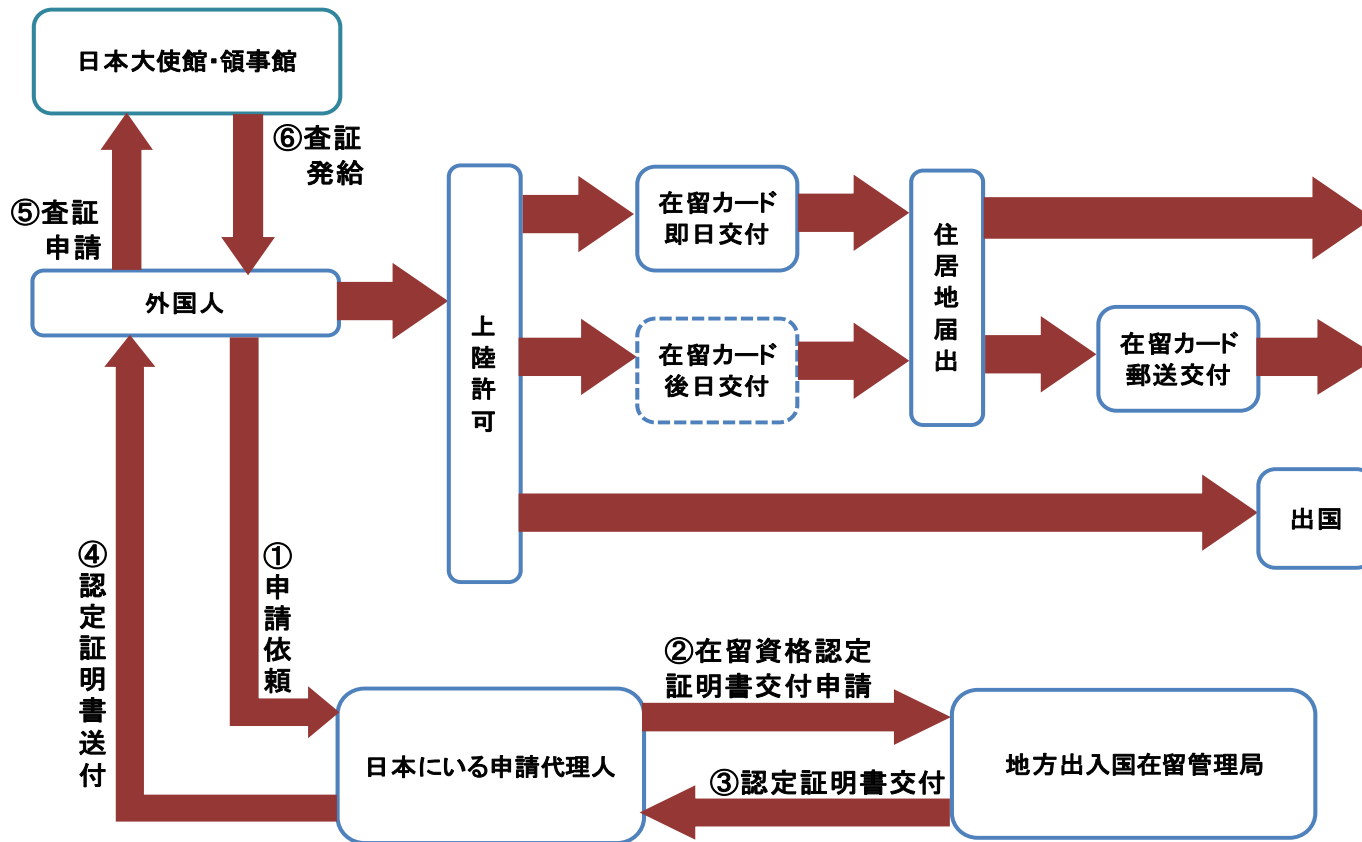


入国と上陸

入管法上は、日本の領域(領土、領空、領海)に入ること「入国」、日本の領土に足を踏み入れることを「上陸」という概念で分けています。日本の場合、領土は全て海に囲まれていることから、「上陸」の前段階として「入国」が必ず存在することとなります。「入国」には船舶による場合(領海を通過の入国)と航空機による場合(領空を通過の入国)の2つの形態が存在し、船舶や航空機が日本の海港や空港に到着してもその中にとどまる限りにおいては、いまだ「上陸」していないこととなります。空港等に設けられている上陸審査場で上陸審査を受けて、上陸許可を受けることで、はじめて日本の地に足を踏み入れ在留することができるのです。

2. 上陸審査(外国人の上陸審査手続)

2-2 入国事前審査(在留資格認定証明書・査証申請)の流れ



査証(VISA)

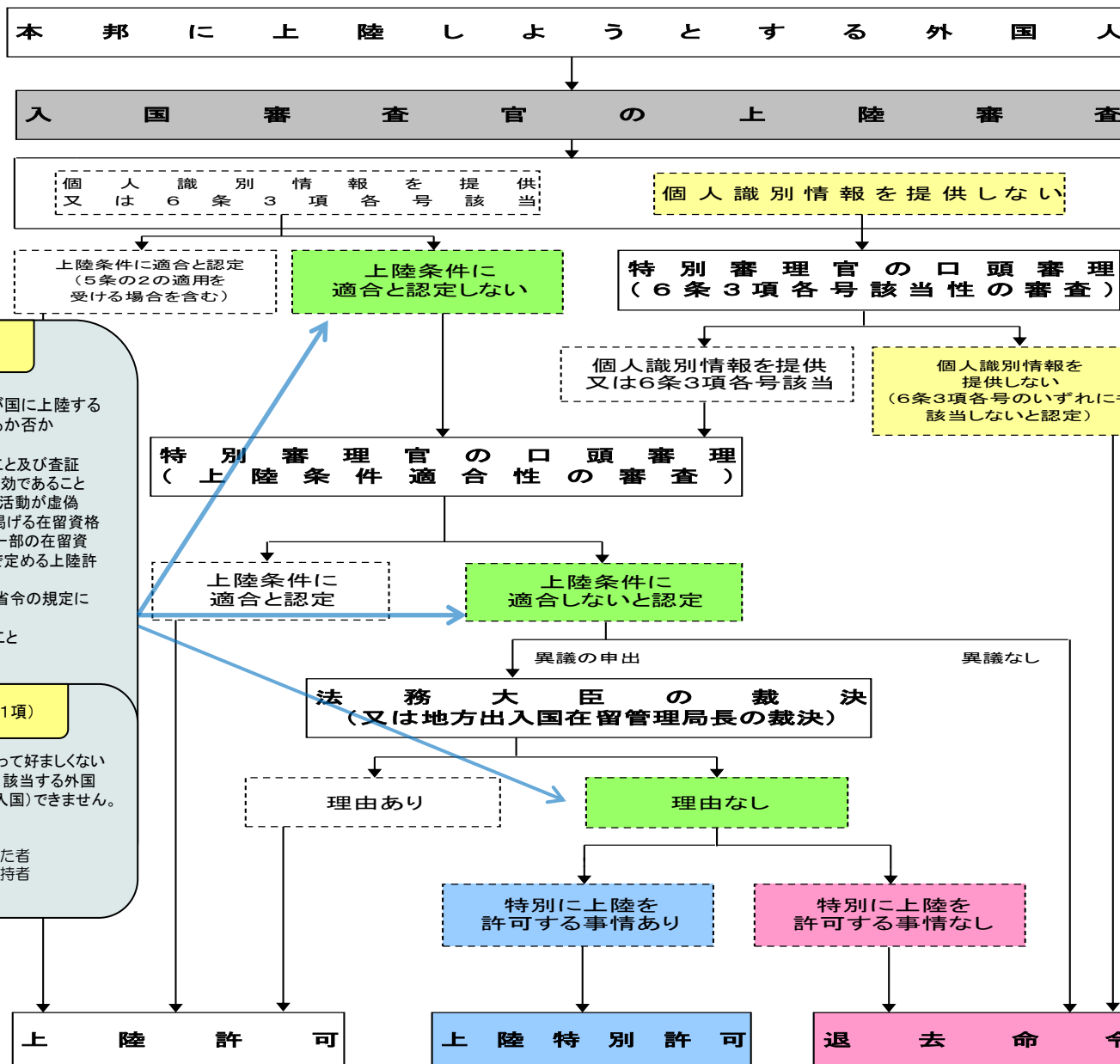
出発前に海外にある日本の大使館や領事館で取得するもので、日本に入国する際には、原則としてその取得が求められており、外国人の旅券が有効であることの確認と、入国させても支障がないという推薦の意味があります。

在留資格認定証明書

日本に入国を希望する外国人又はその代理人(日本国内居住)は、最寄りの地方出入国在留管理局へ申請書類を提出することにより、事前に、在留資格の認定を受けることができます。こうして認定を受けた外国人には「在留資格認定証明書」が交付されます。査証(VISA)発給の際、また我が国の空港等における上陸審査の際に、この証明書を提出すれば、審査がスムーズになります。

2. 上陸審査(外国人の上陸審査手続)

2-3 上陸審査の流れ



個人識別情報

以下に該当する場合を除き、外国人は個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供しなければなりません。

- ・特別永住者
- ・16歳未満の者
- ・在留資格「外交」「公用」の者 など

上陸条件(入管法第7条第1項)

入国審査官は、外国人が我が国に上陸するための条件①～④に適合するか否かを審査します。

- ①所持する旅券が有効であること及び査証を必要とする場合は査証が有効であること
- ②我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること
- ③申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること
- ④**上陸拒否事由**に該当しないこと

上陸拒否事由(入管法第5条第1項)

上陸拒否事由とは、我が国にとって好ましくない外国人であるとする事由であり、該当する外国人は原則として我が国に上陸(入国)できません。

【拒否事由の一例】

- ・一定の感染症の患者
- ・薬物事犯等の刑罰に処せられた者
- ・銃砲・刀剣類、火薬の不法所持者

3. 在留審査(在留資格に関する手続)

※在留審査関係諸手続について

在留資格の変更の許可申請

在留目的を変更しようとするとき
例：留学生が卒業し就職

在留期間の更新の許可申請

在留期間を超えて、引き続き同じ在留目的で在留しようとするとき

永住許可申請

永住しようとするとき(現在在留資格からの変更・出生した者等の取得)

在留資格の取得の許可申請

日本国籍離脱者・本邦出生子等が60日を超えて在留しようとするとき

再入国の許可申請

在留期限内に一時的に出国し、また日本へ戻ってこようとするとき

資格外活動の許可申請

認められていない収入・報酬活動を本来の活動を阻害しない範囲で行おうとするとき

その他の手続

就労資格証明書がほしいとき、日本人になったとき(在留資格の抹消)など

3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-1 在留資格の変更

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を出入国在留管理局で行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要があります(入管法第20条)。

たとえば...

日本人と結婚しました！

大学を卒業して日本での就職が決定しました！

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.htm>

- パスポート
- 在留カード ※ 交付を受けている場合
- 顔写真1葉(縦4センチ×横3センチ。6か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要)
- 在留資格変更許可申請書
- 予定する活動を明らかにする資料 など

(参考)「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00058.html

- 手数料 4,000円



在留期間の特例(特例期間)

在留資格の変更・更新の申請があった場合において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、当該在留期間の満了後も処分される時又は従前の在留期間の満了日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き外国人自身が申請時点で有している在留資格をもって日本に在留することが可能です。これを特例期間といいます。

このような特例期間が設けられたのは、申請時に有していた在留期間内に処分が行われない場合に、申請時の在留期間の経過により不法残留状態となることがないようにするためです。

3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-2 在留期間の更新

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格に基づく活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留することを希望する場合には、在留期限までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要があります(入管法第21条)。

たとえば...

大学教授として在留中ですが、大学との契約を延長したので、引き続き日本で教えたいです。



そんなときは...

在留期限の3か月前から申請ができます。



出入国在留管理局

最寄りの入管局で更新手続が必要です。

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>



- パスポート
- 在留カード ※ 交付を受けている場合
- 顔写真1葉 (縦4センチ×横3センチ。 6か月以内に撮影したもの。 16歳未満の方は不要)
- 在留期間更新許可申請書
- 予定する活動を明らかにする資料 など
- (参考) 「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00058.html
- 手数料 4,000円



在留期間の特例(特例期間)については、10ページを参照してください。

3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-3 永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請又は出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可されます(入管法第22条)。永住が許可された場合は、日本での活動・在留期間に制限はなく、在留期間更新手続や、在留資格変更手続の必要はありません。

たとえば...

長く日本で暮らしてきたので、このまま日本で一生を過ごしたい。

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>

- パスポート
- 在留カード
- 顔写真1葉(縦4センチ×横3センチ。6か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要)
- 永住許可申請書
- その他必要な書類
- 手数料 8,000円



永住許可の要件など

永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要です。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しません。こうした要件については、「永住許可に関するガイドライン」において具体的に説明しています。

平成17年3月31日に『我が国への貢献』に関するガイドラインを策定し、出入国在留管理庁ホームページにて公表しているほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても同ホームページに掲載し、随時更新しています。

※永住許可に関するガイドライン(令和5年4月21日改定)
→ https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html

※我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン(平成29年4月26日改定)
→ https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan36.html



3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-4 在留資格の取得許可

我が国で出生した外国人、日本国籍を離脱して外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要があります(入管法第22条の2)。

たとえば...

私たち外国人夫婦の間に子どもが生まれました!



出生した子の本国(大使館・領事館)への届出も行いましょう。



出入国在留管理局

在留資格取得のためには、出生などの事由が生じた日から**30日以内**に入管局で申請が必要です。



入管に手続きに行く前にはまずは最寄りの市町村役場で出生届を行ってください。

出生から**14日以内**に子どもの出生地又は届出人の居住地で**出生届**の届出が必要です。

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-10.html>

- パスポート ※ 発給を受けている場合
- 顔写真1葉(縦4センチ×横3センチ。3か月以内に撮影したもの。16歳未満の方不要)
- 在留資格取得許可申請書
- 在留資格の取得を必要とする事由を証する文書(出生したことを証する書類等)
- 予定する活動内容を明らかにする資料
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(世帯全員の記載のあるもの)
- 手数料 無料



3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-5 再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができるのが再入国許可です(入管法第26条)。

なお、平成24年7月9日から、中長期在留者(後記4-1の(2)参照)については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要としました(入管法第26条の2(みなし再入国許可))。

たとえば...



出国! また戻ってくるね!

再入国許可による出国

【手数料】
3,000円(数次は6,000円)

再入国許可

出入国在留管理局

①-1

仕事の関係で長期滞在していますが、休暇を利用して母国に帰国します。



①再入国までの期間が1年を超えるときは、原則出国前に、地方出入国在留管理局で事前に再入国許可の手続をします。

①-2



②ただし、1年以内に再入国する場合、有効な旅券及び在留カードを持っていれば、事前に再入国許可を受ける必要はありません。

【手数料】
無料です

みなし再入国許可の手続は出国審査ブースで行います。



3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-6 資格外活動の許可

在留資格を有する外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」(就労活動)を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要があります。例えば、留学生が行うアルバイトは、本来の在留目的である教育を受ける活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可されます(入管法第19条第2項)。

※留学生については、原則として週28時間までの就労活動が認められますが、風俗営業店等での業務について、収入や報酬を得る活動はできません。また、資格外活動ができるのは、教育機関に在籍している間に限られます。

たとえば...

留学生※として日本に在留していますが、アルバイトをしたいな。



出入国在留管理局

①許可は最寄りの入管局で受けられます。

居住地記載欄		
届出年月日	居住地	記載者印
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	在留資格変更許可申請中
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		



原則週28時間以上は、働けません。

ただし...



風俗営業店等でのアルバイトはできません。

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

○パスポート

○在留カード ※ 交付を受けている場合

○資格外活動許可申請書

○収入又は報酬を得ようとする活動を証する資料

○手数料 無料



②許可を受けている場合は、在留カードの裏面に記載があります。

3. 在留審査(在留資格に関する手続)

3-7 在留資格取消制度

在留資格取消制度とは、入管法に定める取消事由(入管法第22条の4第1項各号)に該当する疑いがある場合、意見聴取の手続(同条第2項)等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度のことをいいます。取消事由については以下の表内①から⑩のとおりとなります。
※ 在留資格取消制度の「取消」とは、行政法理論上の「撤回」の概念に該当します。つまり、取消しの効果は遡及せず、将来に向かってのみその効力を失うこととなります。

留学生が教育機関を退学した、会社を退職した、離婚したなど、**一定期間、在留資格に該当する活動を行っていないと取り消しの対象となる場合があるので注意!**

在留資格の取消事由

- ① 上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可等を受けた場合(第1号)
- ② ①のほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可や在留資格変更許可(直近のものに限る。以下同じ。)等を受けた場合(第2号)
- ③ ①及び②のほか、不実の記載のある文書又は図画の提示により、上陸許可や在留資格変更許可等を受けた場合(第3号)
- ④ 偽りその他不正の手段により、在留特別許可を受けた場合(第4号)
- ⑤ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合(ただし、正当な理由がある場合を除く。)(第5号)
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を3か月(高度専門職2号の場合は6か月)以上行わないで在留している場合(ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)(第6号)
- ⑦ 「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者が、配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合(ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)(第7号)
- ⑧ 上陸の許可や在留資格変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可から90日以内に住居地を届け出ない場合(ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)(第8号)
- ⑨ 中長期在留者が、届出住居地から退去した後、90日以内に新住居地を届け出ない場合(ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)(第9号)
- ⑩ 中長期在留者が、虚偽の住居地を届け出た場合(第10号)

4. 在留管理制度の概要

(1) 在留管理制度の歴史

外国人登録法

外国人登録証明書 (市区町村長)



平成24年7月8日まで

- 外国人登録法により、本邦に入国後、90日以内に登録申請。
- 不法滞在者にも外国人登録証明書を交付。

在留カード (法務大臣)

特別永住者証明書 (法務大臣)



平成24年7月9日～

- 外国人登録法を廃止。
- 在留管理制度開始に伴い、中長期在留者に在留カード、特別永住者には特別永住者証明書を交付。
- 中長期在留者、特別永住者、経過滞在者、仮滞在者及び一時庇護許可者が住民基本台帳法に定める外国人住民となります(住民票が交付されます)。
- 中長期在留者及び特別永住者は、法務大臣に対して住居地を届け出る義務があります。

在留カード (出入国在留管理庁長官)

特別永住者証明書 (出入国在留管理庁長官)



平成31年4月1日～

- 主な申請等の許可権限は法務大臣から出入国在留管理庁長官に移行しました。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

出入国管理及び難民認定法

※()内は交付者

4. 在留管理制度の概要

(2) 中長期在留者とは (入管法第19条の3)

「中長期在留者」とは具体的には、以下の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人のことであり、**在留カードの交付対象**となります。

中長期在留者に該当しない外国人（＝下の表の斜線に該当する者）

在留カードは交付されません！

- ① 3月以下の在留期間が決定された者※ ② 短期滞在の在留資格が決定された者 ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
 ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族
 ⑤ 特別永住者 ⑥ 在留資格を有しない者(不法滞在等) ※ 例えば、在留資格「興行」で「3月」の在留期間が決定された場合、在留カードは交付されません。

在留資格	在留期間	在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
外交	外交活動を行う期間	技能	5年 3年 1年 3月	家族滞在	5年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
公用	3月	技能実習1号イ	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	特定活動	5年
	30日	技能実習1号ロ	(3月以下の期間が決定された者)		3年
	15日	技能実習2号イ	2年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間		1年
		技能実習2号ロ	(3月以下の期間が決定された者)		6月
教授	5年	技能実習3号イ	(3月以下の期間が決定された者)	3月	
芸術	3年	技能実習3号ロ		法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)	
宗教	1年	特定技能1号	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	3月以下の期間が決定された者	
報道	3月	特定技能2号	3年 1年 6月	永住者	無期限
高度専門職1号イ	5年	文化活動	3年 1年 6月 3月	日本人の配偶者等 永住者の配偶者等	5年 3年 1年 6月
高度専門職1号ロ		短期滞在	留学	定住者	5年
高度専門職1号ハ					90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
高度専門職2号	無期限				1年
	3年				6月
経営・管理	5年	研修			5年
	3年				3年
	1年				1年
	6月				6月
	4月				6月
法律・会計業務 医療 研究 教育	3月	特別永住者	在留資格を有しない者		3月以下の期間が決定された者
	5年				特別永住者
	3年				特別永住者
	1年				特別永住者
技術・人文知識・国際業務 企業内転動	3月				
介護	3年				
興行	1年				
	6月				
	3月				
	3月				
	15日				

青色着色の資格が中長期在留者に該当する。

4. 在留管理制度の概要

(3) 在留カードの記載事項

・氏名

※原則として、旅券のローマ字氏名で表記され、申出により漢字氏名も併記可能(漢字氏名を証明する資料が必要)ですが、**通称名は記載されません(特別永住者証明書も同様)**

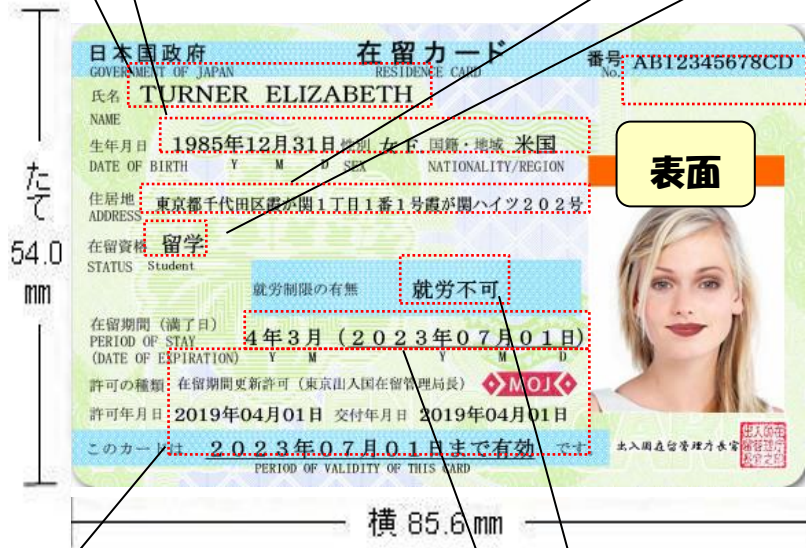
・ 在留期間更新許可申請中又は
在留資格変更許可申請中である旨が記載されます。
※「特例期間」(入管法第20条第6項等)に留意

・生年月日、性別、国籍・地域

・住居地

・在留資格

※申請を行った場合、申請に係る処分時又は
在留期間の満了日から2か月を経過する日が終了する
時のいずれか早い時までには、在留カードは失効しない
(在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日
となっている者を除く。)

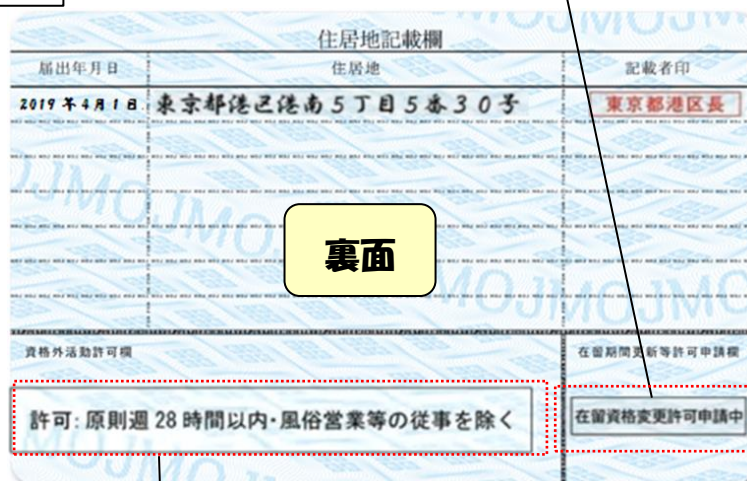


・在留カード番号

・許可の種類
・許可年月日
・交付年月日
・在留カードの有効期間の満了日

・就労制限の有無

・在留期間及び在留期間の満了日



裏面

・資格外活動許可の概要

4. 在留管理制度の概要

(4) 所属機関等に関する届出

中長期在留者本人による出入国在留管理庁長官への届出(義務)

区分	在留資格	届出が必要な場合	届出事項	根拠条文	罰則
所属機関に関する届出	教授、高度専門職1号(ハ)・2号(ハ)、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学、研修	活動を行う機関の名称・所在地変更、消滅、離脱、移籍	届出に係る中長期在留者の ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④国籍・地域 ⑤住居地 ⑥在留カード番号 ⑦事由に応じた届出事項	・入管法第19条の16 ・入管法施行規則第19条の15、別表第3の3	・入管法第71条の2第1号(虚偽の届出) ・入管法第71条の5第3号(届出義務違反)
	高度専門職1号(イ・ロ)・2号(イ・ロ)、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能	契約機関の名称変更、所在地変更、消滅、契約終了、新たな契約締結			
配偶者に関する届出	日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族滞在(注1)	離婚、死別			

届出期間→届出事由が生じた日から14日以内

届出方法→・出入国在留管理庁HPにおいてインターネットで届出

(別途「電子届出システム」利用者情報登録が必要)

- ・地方出入国在留管理官署への出頭
- ・東京出入国在留管理局在留調査部門への郵送

(注1) 配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となっている者。

(注2) 届出書参考様式は、出入国在留管理庁HP「出入国管理及び難民認定法関係手続(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>)」に掲載。



4. 在留管理制度の概要

(5) 住居地の届出

① 概要

ア 中長期在留者及び特別永住者は市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、住居地の届出又は住居地の変更届出を行わなければなりません。

イ 住居地の届出等をすると在留カード又は特別永住者証明書の裏面の住居地記載欄に、住居地が記載されます。

※ みなし住居地の届出

在留カード(後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を含む。)又は特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法上の転入届・転居届等が行われた場合、その届出が入管法上の住居地の届出とみなされます。この場合、住居地届出書の提出は不要となります。

(参考) 住居地とは (住民基本台帳法上の住所とは法令上の根拠、届出先等が異なる)

- ・ 本邦における主たる住居の所在地(入管法第19条の4第1項第2号・特例法第8条第1項第2号)
→ 住居地とは、外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場所であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも日本国内に存在し得る場所を表す概念
- ・ 基本的に住民基本台帳法上の住所と一致するものとして運用
(例外)住所には該当しない場合でも、住居地に該当するときは、住居地の届出は必要

4. 在留管理制度の概要

② 住居地届出の対象者

本邦に在留する外国人

住基法上の住民登録の対象者(住基法第30条の45)

住居地届出の対象者

- ・中長期在留者(入管法第19条の3)
- ・特別永住者(特例法第10条)

- ・一時庇護許可者
- ・仮滞在許可者
- ・経過滞在者
(出生・国籍離脱等による)

- ・在留資格が「短期滞在」、「外交」、「公用」等の者
- ・3月以下の在留期間を決定された者
- ・在留期間を経過した者等

※ 住居地の届出は在留カード(後日交付印のある旅券を含む)・特別永住者証明書(みなし特別永住者証明書を含む。)を所持する者のみ可能(在留資格認定証明書・特定登録者カードは不可)



特定登録者カード
(TTPカード)



在留資格認定証明書

4 在留管理制度等の概要(まとめ)

中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

上陸申請

旅券に上陸許可の証印を受けるとともに、上陸許可によって中長期在留者となった者は在留カードが交付されます。

(注) 上陸許可の証印とともに在留カードが交付されるのは、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港です。
そのほかの空港・海港については、住居地の届出を行った後に郵送により交付されます。

市区町村で

住居地の変更届出

地方出入国在留管理官署で

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

在留カードの有効期間更新申請

(「永住者」・「高度専門職2号」・16歳未満の者)

在留カードの再交付申請

(在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合)

所属機関・配偶者に関する届出

(就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する者)

所属機関・配偶者に関する届出は、インターネットを利用して行うことも可能です。

在留期間更新許可申請等

在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者には新しい在留カードが交付されます。

ライフステージから知る在留外国人と入管手続

入国前

- 在留資格認定証明書交付申請



入国時

- 上陸許可申請
- 資格外活動許可申請
- 在留カードの交付



在留資格
留学



一時帰国

- 再入国許可申請



入国後

- 住居地に関する届出
- 資格外活動許可申請



就職

- 在留資格変更許可申請



在留資格
技術・人文知識・国際業務

転職

- 所属機関に関する届出
- 在留期間更新許可申請
- 在留資格変更許可申請

出産

- 在留資格取得許可申請



在留資格
家族滞在

再婚

※再婚後、職場を退職



- 在留資格変更許可申請



在留資格
技術・人文知識・国際業務

離婚

- 配偶者に関する届出
- 在留資格変更許可申請



結婚

- 在留資格変更許可申請



在留資格
日本人の配偶者等

永住

- 永住許可申請



在留資格
永住者

死去

- 在留カードの返納



※こちらのライフステージは、入管手続が、いつどのような状況で必要となるか、参考となるよう作成しました。あくまで一例です。



5. 在留支援 根拠規定



法務省設置法（平成11年法律第93号）

（所掌事務）

第四条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一 （略）

三十二 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること。

三十三 本邦における外国人の在留に関すること。

三十四 難民の認定に関すること。

三十五～三十九 （略）

法務省組織令（平成12年政令第248号）

（在留管理支援部の所掌事務）

第七十四条 在留管理支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦における外国人の在留に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二 出入国在留管理庁の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計に関すること。

（在留支援課の所掌事務）

第八十二条 在留支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。次号において同じ。）に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進に関すること。

二 地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

5. 在留支援

受入環境調整担当官について

1. 受入環境調整担当官の配置

○外国人の受入れ環境整備を目的として、全国の主な地方出入国在留管理官署に担当者を配置。

2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>

○外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取

○在留外国人向けの相談窓口の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西 12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	0570-003259 所属部署番号 310	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1- 29-53 在留支援部門	0570-064259 所属部署番号 410
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3- 20 仙台第2法務合同庁舎 審査第二部門	022-256-6073	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番 地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-391-4747
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 在留支援部門	03-5363-3025	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 就労・永住審査部門	082-221-4526
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10- 7 就労・永住審査部門	0570-045259 所属部署番号20	高松出入国在留管理局	香川県高松市浜ノ町72-9 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 在留支援部門	0570-052259 所属部署番号 130	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 審査管理部門	092-717-7595
			那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

5. 在留支援



F R E S C

外国人在留支援センター

Foreign Residents Support Center

(アクセス/フロアガイド)

Phone Number 代表電話番号(でんわ)

0570-011000 (ナビダイヤル)

Opening hours 開庁時間(あいているじかん)

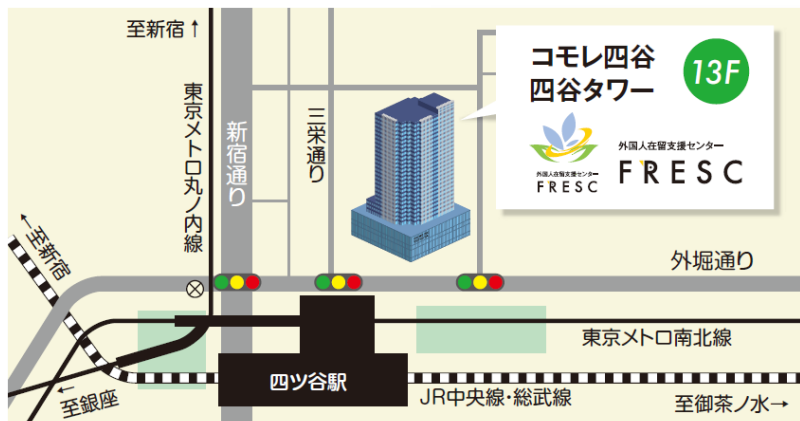
9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

一部のIP電話及び海外からはこちら

+81-3-5363-3013

Address 所在地(ばしょ)

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F



Access アクセス(あくせす)

- JR中央線・総武線
 - 東京メトロ丸ノ内線
 - 東京メトロ南北線
- 四ツ谷駅:徒歩1分 四ツ谷駅:徒歩3分 四ツ谷駅:徒歩1分



コモレ四谷
四谷タワー
13F

6. 申請取次

申請等取次制度の概要



申請等取次制度とは

- ◇ 在留期間更新許可申請等の在留諸申請や在留カードの記載事項変更等の手続については、地方出入国在留管理局への本人出頭を原則としている。
- ◇ 本人出頭の原則の例外として、法定代理人などの代理人が申請を行うケースのほか、申請・届出案件の増加による窓口の混雑緩和や申請人・届出人の負担軽減等のため、一定の者については、外国人本人の申請等の取次ぎを行うことを可能とする申請等取次制度を定めている。

取次ぎを行える者	申請等取次者となるための手続	出頭を免ぜられる者	申請等取次範囲(主たる手続)
受入れ機関等の職員	地方出入国在留管理局長へ申請等取次ぎの申出を行い、 適当と認められること(注1) (注1)①これまでに入管法に違反する行為その他外国人の入国・在留管理上申請等の取次ぎを承認することが相当でない行為を行ったことがないなど信用できる者であること、②外国人の入国・在留手続に関する知識を有していると認められる者であること、などの条件を満たす必要がある。	・当該機関に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人 ・上記外国人の扶養を受ける配偶者又は子で当該外国人と同居する者(注2) ※当該機関が監理団体の許可を受けている場合 上記に加えて当該機関が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生 ※当該機関が登録支援機関として登録されている場合 上記に加えて当該機関が支援を行っている又は行おうとしている1号特定技能外国人 ※旅行者については、旅行手続の依頼を受けた外国人に係る再入国許可申請を取り次ぐことができる。	・在留資格認定証明書交付申請(注3) ・在留期間更新許可申請 ・在留資格変更許可申請 ・再入国許可申請 ・在留カードの有効期間更新申請 ・在留カードの住居地以外の記載事項変更届出 ・在留カードの再交付申請 ・在留カードの受領 等 (注3)受入れ機関等及び旅行者の職員は、申請等取次ぎではなく、「代理人」として申請を行うことが可能
旅行者の職員		(注2)以下の者をいう。 ①公用の在留資格をもって在留する外国人又は在留しようとする外国人と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者 ②家族滞在の在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者 ③当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を指定されて特定活動の在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者 ④当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子であって法別表第二の在留資格をもって在留する者又は在留しようとする者	
公益法人の職員		申請等の取次ぎを依頼した外国人	
弁護士	所属する弁護士会・行政書士会を經由して地方出入国在留管理局長に届出をすること	(在留資格認定証明書交付申請においては、当該外国人の代理人)	
行政書士			

6. 申請取次

A 入管の管轄区域

(このお知らせで説明している申請等取次の仕方)

外国人 A が
受け入れられている又は受
け入れられようとしている
機関 X の Y 営業所

A 入管



B 入管の管轄区域

(従来の申請等取次の仕方)

住居

B 入管

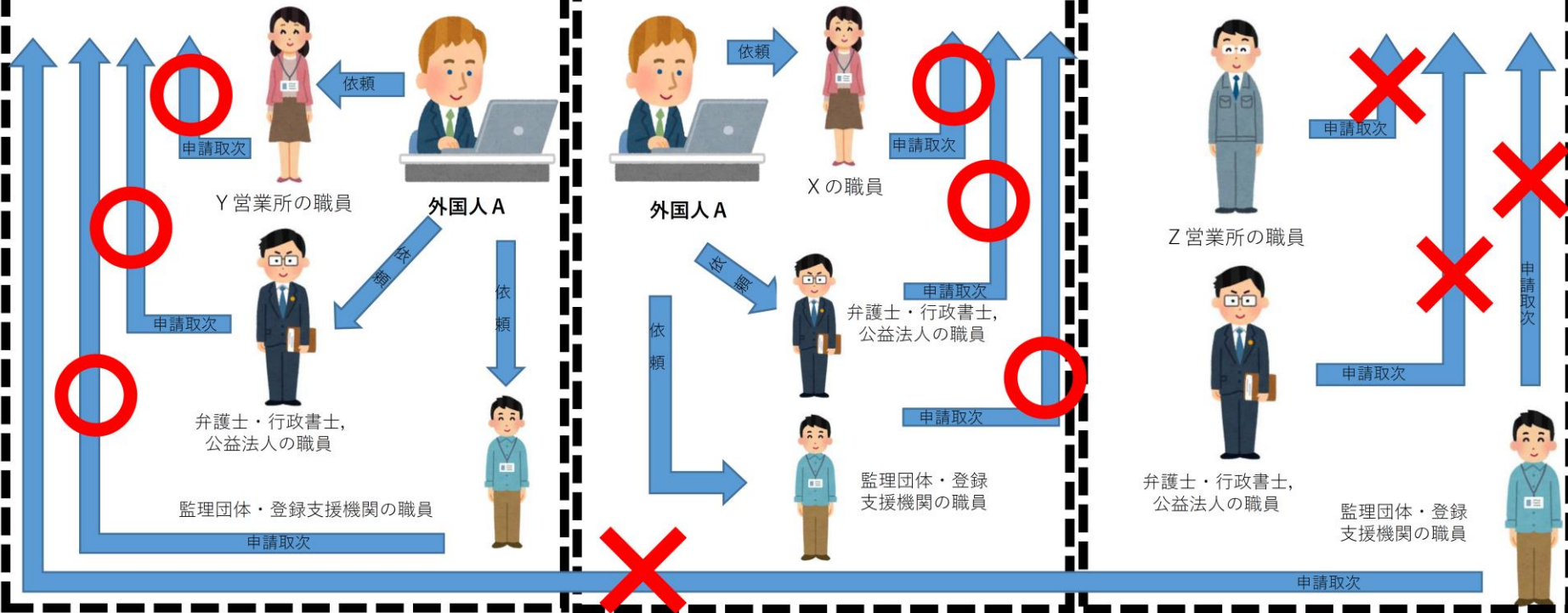


C 入管の管轄区域

※当該外国人の人事・労務管理を行っている等の事情により、申請取次が認められる場合があります。詳細は地方出入国在留管理局へお問い合わせ下さい。

外国人 A が
受け入れられている又は
受け入れられようとして
いる機関 X の Z 営業所

C 入管



6. 申請取次

令和4年6月28日
出入国在留管理庁

申請等取次者としての承認の申出等をされる方へ

申請等取次者申出等の際に提出する写真について、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則としてサイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。」とされたことから、7月1日以降、次のように変更する予定です。

なお、7月1日以降も、1か月の間は、従来の2cm×2cmの写真の提出も受け付けることとします。

- 1 写真のサイズについて
3.0cm×2.4cm（運転免許証サイズ）
- 2 撮影時期について
提出日前6か月以内

○申請等取次の承認手続き等については、出入国在留管理庁ホームページ「申請等取次制度について」に掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00262.html

7. オンライン申請

令和4年3月以降のオンラインによる在留手続について



在留申請オンラインシステムの利用者や対象となる在留資格を拡大したほか、利用申出の見直しを行いました！

マイナンバーカードと公的個人認証サービスを活用し、外国人本人の方がオンライン申請を行うことができるようになりました！



令和4年1月
出入国在留管理庁

7. オンライン申請

オンラインによる在留手続に係る利用者や対象となる在留資格の拡大

現状・解決策

在留申請オンラインシステムの利用者は、外国人を適正に雇用している所属機関の職員等に限定されており、これに伴い、所属機関のない外国人などは、オンライン申請を利用することができない。

→ 更なる窓口混雑の緩和及び申請人の利便性向上の観点から、**マイナンバーカードと公的個人認証機能を活用して、外国人本人等によるオンライン申請を可能とし、「日本人の配偶者等」など入管法別表第2の在留資格をオンライン申請の対象に追加**する。

利用できる者

- ① 申請人から依頼を受けた所属機関の職員
- ② 弁護士・行政書士
- ③ 公益法人の職員及び登録支援機関の職員

【令和4年3月から以下を追加】

- ① **外国人本人**
- ② **法定代理人**
- ③ **親族（配偶者、子、父又は母）**

対象の手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に行う再入国許可申請及び資格外活動許可申請

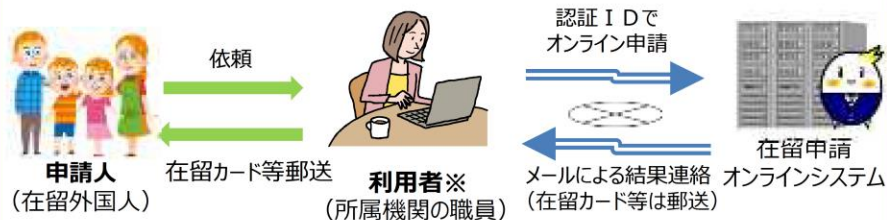
対象の在留資格

入管法別表第1の在留資格（外交、短期滞在を除く）

【令和4年3月から以下を追加】

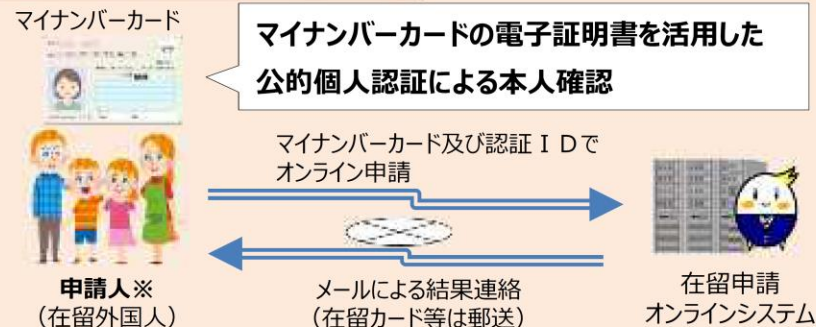
「日本人の配偶者等」など入管法別表第2の在留資格

手続の流れ（所属機関の職員の場合）



※ 事前に郵送や出頭で地方入管に利用申出を行い認証IDを取得する必要あり。

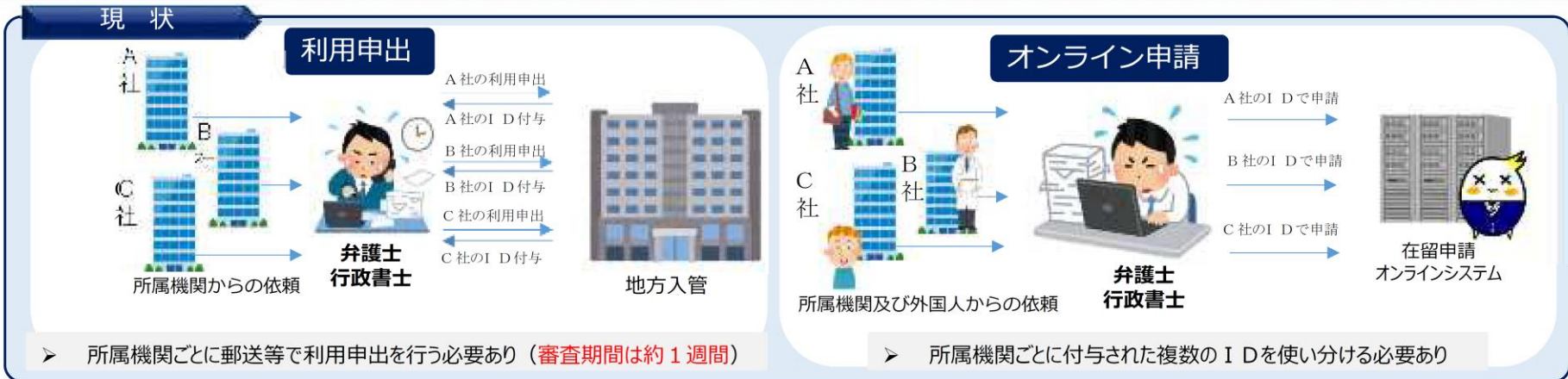
手続の流れ（外国人本人の場合）



※ 事前にオンライン上で利用者情報登録を行い認証IDを取得する必要あり。

7. オンライン申請

弁護士・行政書士の新たなオンラインによる在留手続の流れ

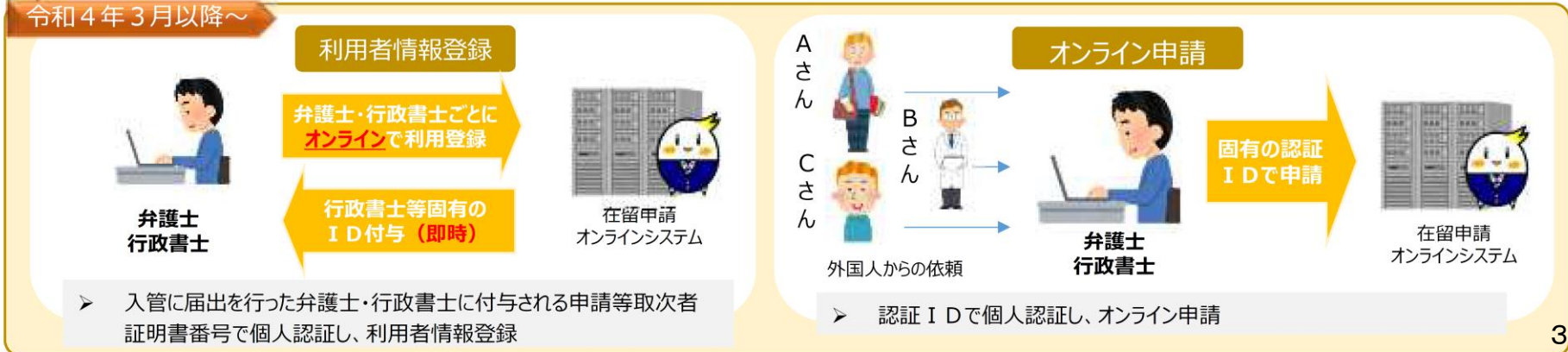


問題点・解決策

- 外国人の所属機関ごとに利用申出や定期報告を行う必要があり、負担が大きい。
- 利用申出から承認を受けるまで約1週間程度の審査時間を要し、オンライン申請を行うまで時間を要する。
- 所属機関ごとに複数の認証I DとPWを管理する必要があり、不便。

→ **弁護士・行政書士固有の認証I Dを付与することにより問題を解決**

令和4年3月以降～



7. オンライン申請

在留申請オンラインシステムの個人利用に必要な事前準備について

利用者区分	申請に必要な事前準備	1	2	3	4	5	6	7
		マイナンバーカード	在留カード	届出済証明書	パソコン	公的個人認証サービス クライアントソフト	ICカードリーダー	在留申請オンラインシステム 利用者情報登録
		マイナンバーカードに、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の両方が登録されている必要があります。詳細は、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。最寄りの市区町村の窓口等にお問い合わせください。	中長期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されます。	弁護士・行政書士の方が、届出済証明書を取得するためには、所属する単体会を通じて、地方出入国在留管理官署に対して届出を行う必要があります。必要書類や手続等の詳細については、所属する単体会にお問い合わせください。	インターネット接続ができるパソコンで、ブラウザはGoogle Chromeバージョン2を利用できる必要があります。	地方公共団体情報システム機構が管理・運用している「公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイト」から『Windows版の利用者クライアントソフト(Edge/Chromeブラウザ利用版)』をダウンロードしてください(無料)。インストール方法等のQ&Aやトラブルシューティングは同サイトの「よくあるご質問」をご確認ください。	マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーが必要で、詳細については、公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイトの「マイナンバーカードに対応したICカードリーダー一覧」をご確認ください。	左記の必要な事前準備を整えた上で、在留申請オンラインシステムにアクセスし、利用者情報登録を行ってください。
外国人本人	右の1, 2, 4~7の準備ができるとオンライン申請ができますようになります。	○	○	×	○	○	○	○
法定代理人・親族	右の1, 2(必要に応じて), 4~7の準備ができるとオンライン申請ができますようになります。	○	△	×	○	○	○	○
弁護士・行政書士	右の3, 4, 7の準備ができるとオンライン申請ができますようになります。	×	×	○	○	×	×	○
【凡例】 ○印…準備が必須です。 △印…条件によって必要です。 ×印…不要です。								

各準備物等に関する 問合せ先等	<p>中長期在留者のマイナンバーカードの取得等に関する質問は、マイナンバーカードの総合サイト 【マイナンバーカード総合サイト】 https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/ やマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)</p> <p>【外国人入留総合インフォメーションセンター】 0570-013904(平日8:30~17:15まで) 03-5796-7112(IP電話・PHS・海外から) https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00248.html</p> <p>申請等取次者に関する手続案内ページ 【出入国在留管理庁ホームページ】 https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html</p> <p>個人のパソコンのセットアップについては、入管庁での問合せ対応は困難ですが、インターネットに接続でき、Google Chromeバージョン2をインストールできれば、在留申請オンラインシステムにアクセスが可能です。</p> <p>公的個人認証サービス(JPKI)クライアントソフトのインストールは地方公共団体情報システム機構のポータルサイト 【公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイト】 https://www.jpki.go.jp/download/ ※在留申請オンラインシステムの推奨ブラウザがGoogle Chromeであるところ、JPKIクライアントソフトのMac版はGoogle Chrome非対応(Safariのみ対応)となっているため、Windows版のインストールができることが条件になります。</p> <p>公的個人認証サービス(JPKI)のクライアントソフトのインストールは地方公共団体情報システム機構のポータルサイト 【公的個人認証サービス(JPKI)ポータルサイト】 https://www.jpki.go.jp/download/ ※サイト内に対応機種一覧が掲載されています。</p> <p>在留申請のオンライン手続案内ページ 【出入国在留管理庁ホームページ】 https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html</p>
システム操作に係る 問合せ先	<p>在留申請オンラインシステムの操作方法に関するお問い合わせ</p> <p>【在留申請オンラインシステムヘルプデスク】 ○Tel. 050-3786-3053 電話受付：月曜日から金曜日の9時00分から17時00分まで (祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く)</p> <p>○Mail. mjf.support.cw@hitachi-systems.com メール受付：24時間365日受付</p>

7. オンライン申請

利用者ごとの申請可能な手続（個人利用者）

○：申請できます △：条件に該当している場合に申請できます ×：申請できません

	在留資格認定 証明書交付申請	在留資格変更 許可申請	在留期間更新 許可申請	在留資格取得 許可申請	就労資格証明書 交付申請	資格外活動 許可申請	再入国許可 申請
外国人本人 注1	○	○	○	○	○	○	○
法定代理人 注1 (親権者、未成年後見人、 成年後見人)	○	○	○	○	○	○	○
親族 注1 配偶者・子・父又は母 (法定代理人を除く)	△ 注2	△ 注3	△ 注3	△ 注3	×	×	△ 注3
弁護士・行政書士	○	○	○	○	○	○	○

(注1) マイナンバーカードを所持している必要があります。なお、マイナンバーカードについては、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書が必要です。

(注2) 以下の在留資格を希望する方の配偶者・子・父又は母が本邦に居住している場合に限り申請できます。

在留資格	活動内容
文化活動	日本文化の研究者等（収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動）
留学	大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程、高等学校、中学校、小学校、日本語教育機関等の学生・生徒
家族滞在	在留外国人の扶養を受ける配偶者、子
特定活動	告示7号（アマチュアスポーツ選手の家族） 告示18号、19号、23号、24号、30号、31号（EPA看護師・介護福祉士の家族） 告示33号、33号の2、34号（高度専門職・特別高度人材外国人の家族） 告示38号、39号（特定研究活動の家族） 告示47号（本邦大学卒業者の家族）、告示52号（未来創造人材外国人の家族）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、特別養子、日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、永住者・特別永住者の子として本邦で出生し引き続き在留している者
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

△になっている手続については、左の注意書きを見て、申請できるか確認してください。



オンラインによる在留手続に関する
マスコットキャラクター
「らすっぴ」

(注3) 手続の対象となる方が、16歳未満の場合又は疾病その他の事由により自ら申請できない場合に限り、申請できます。

7. オンライン申請

利用者ごとの申請可能な外国人の範囲（所属機関等の職員）

利用申出の承認を受けた所属機関等の職員の方は、以下の利用者ごとのオンライン申請が可能な外国人の範囲で、在留申請オンラインシステムを利用した在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請・在留資格取得許可申請・就労資格証明書交付申請・資格外活動許可申請・再入国許可申請）が可能です。

（注1）資格外活動許可申請・再入国許可申請は、在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請・在留資格取得許可申請と同時にを行う場合に限りです。

利用者	オンライン申請が可能な外国人の範囲
所属機関の職員 （例）学校・企業など	<ol style="list-style-type: none"> ① 所属機関に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人 ② 上記①に掲げる者の家族の構成員として在留資格「公用」をもって在留する又は在留しようとする外国人 ③ 上記①に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行う「家族滞在」や扶養を受ける活動を指定されている「特定活動」をもって在留する又は在留しようとする外国人 ④ 上記①に掲げる者の扶養を受ける配偶者又は子であって「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する又は在留しようとする外国人 ⑤ 上記①～④に掲げる者の本邦にある法定代理人
監理団体の職員	<p>監理団体が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生 （注2）原則として、新規利用申出又は追加利用申出時に提出した傘下実習実施者リストに掲載されている外国人に限りです。なお、傘下実習実施者リストに掲載されていない実習実施者に所属している外国人の申請を行いたい場合は、新規利用申出又は追加利用申出を行った地方出入国在留管理官署宛てに、簡易書留による郵送又は窓口への持参により申請を希望する外国人が所属している傘下実習実施者を追加した傘下実習実施者リスト（別記第4号様式）を提出してください。 （注3）監理団体自体に所属する外国人のオンライン申請を希望する場合は、所属機関と同様にカテゴリーに係る資料の提出が必要です。その場合のオンライン申請が可能な外国人の範囲は、上記所属機関の職員と同様になります。</p>
登録支援機関の職員	<p>登録支援機関が特定技能所属機関との間の適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託契約に基づき支援を行っている又は行おうとしている外国人 （注4）新規利用申出時に申告した外国人を受け入れる機関と異なる所属機関に関する外国人の申請はできません。依頼を受けた所属機関ごとに認証IDの取得が必要です。</p>
公益法人の職員	<ol style="list-style-type: none"> ① 依頼を受けた所属機関に受け入れられている又は受け入れられようとしている外国人 ② 上記①に掲げる者の家族の構成員として在留資格「公用」をもって在留する又は在留しようとする外国人 ③ 上記①に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行う「家族滞在」や扶養を受ける活動を指定されている「特定活動」をもって在留する又は在留しようとする外国人 ④ 上記①に掲げる者の扶養を受ける配偶者又は子であって「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格をもって在留する又は在留しようとする外国人 <p>（注5）依頼した所属機関が監理団体の場合、監理団体が実習監理を行っている又は行おうとしている技能実習生です。 （注6）新規利用申出時に申告した外国人を受け入れる機関と異なる所属機関に関する外国人の申請はできません。依頼を受けた所属機関ごとに認証IDの取得が必要です。</p>

7. オンライン申請

利用可能な申請種別

利用可能な申請種別は以下のとおりです。

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ ②～④と同時に再入国許可申請
- ⑦ ②～④と同時に資格外活動許可申請

※「外交」、「短期滞在」又は「特定活動（出国準備期間）」の在留資格を有する方又は当該在留資格への変更を希望する方は対象外です。

利用可能な在留資格（対象範囲）

教授	本邦に所属する機関のあるすべての方	
芸術		
宗教		
報道		
法律・会計業務		
医療		
教育		
介護		
文化活動		
公用		
興行	すべての方	
特定技能		
研修		
経営・管理		
研究		
技術・人文知識・国際業務		
企業内転勤		
技能		
高度専門職		活動内容に該当するこの表のいずれかの在留資格において、オンラインで受付可能な対象範囲に該当する方
技能実習 (企業研修型)		すべての方
技能実習 (研修研修型)	すべての方（※団体監理型の場合、オンラインでの申請は監理団体からのみ認められます。）	
留学	すべての方	
家族滞在	扶養者がオンラインでの対象範囲とされている方	
日本人の配偶者等	すべての方	
永住者の配偶者等		
定住者		

特定活動	次のそれぞれの告示に掲げる方
	・告示2号の4（家事使用人（特別高度人材型）） すべての方
	・告示3号（台湾日本関係協会職員及びその家族） すべての方
	・告示4号（駐日パレスチナ総代表部の職員及びその家族） すべての方
	・告示6号（アマチュアスポーツ選手） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示7号（アマチュアスポーツ選手の家族） 告示6号の方から扶養を受ける方
	・告示9号（インターンシップ） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示10号（英国人ボランティア） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示12号（サマージョブ） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
	・告示15号（国際文化交流） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留期間更新許可申請を除く。）
特定活動	・告示16号～24号及び27号～31号等（二国間の経済連携協定（EPA）看護師・介護福祉士関係）（注3） 本邦に所属する機関のあるすべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
	・告示32号（外国人建設就労者） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示33号（高度専門職外国人の就労する配偶者）（注1） すべての方
	・告示33号の2（特別高度人材外国人の就労する配偶者）（注1） すべての方
	・告示34号（高度専門職外国人又はその配偶者の親） 高度専門職の方から扶養を受ける方
	・告示35号（外国人運船就労者） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示36号（特定研究等活動）（注2） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示38号（特定研究等活動家族滞在活動）（注3） 告示36号の方から扶養を受ける方
	・告示39号（特定研究等活動等の対象となる外国人研究者等の親） 告示36号の方から扶養を受ける方
	・告示42号（製造業外国従業員受入事業における特定外国従業員） 本邦に所属する機関のあるすべての方
外交	・告示46号（本邦大学卒業生（大卒特活））（注2） 本邦に所属する機関のあるすべての方
	・告示47号（本邦大学卒業生の配偶者等）（注3） 告示46号の方から扶養を受ける方
	・告示51号（未来創造人材外国人） すべての方
	・告示52号（未来創造人材外国人の配偶者等） 告示51号の方から扶養を受ける方
	・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の4第1項に規定する特定家事支援活動
	・国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する特定農業支援活動
	・「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について（ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html ） すべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
	・「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について（ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html ） すべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
	・「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について（ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html ） すべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
	・「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について（ https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html ） すべての方（※在留資格認定証明書交付申請を除く。）
外交	対象外
短期滞在	対象外

（注1）告示33号及び告示33号の2については、在留申請オンラインシステムの「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、申請人の就労活動に応じた在留資格を選択してください。
 （注2）告示36号及び告示46号については、「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、告示等の内容も含めて該当する在留資格を選択してください。
 （注3）告示38号、告示47号及びEPA家族については、「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、「家族滞在（以下略）」の在留資格を選択してください。

（留意事項）	
①在留資格変更許可申請を行う場合、在留申請オンラインシステムの「申請種別及び在留資格選択（STEP1）」画面の「在留資格」において、希望する在留資格を選択してください（現に有している在留資格は選択しないでください。）。	
②提出資料のファイルがオンラインシステム上に添付できる容量（10MB）を超える場合には、資料の添付漏れではないことがわかるよう、「添付資料に係る申告書」を添付してください。	
③郵送等にて提出する場合は、いずれの場合も、申請受付番号（申請の翌日に送信されるメールに記載されています。）に応じて、提出してください。	
提出先については、「添付資料 郵送・提出先一覧」（※2）を参照願います。	
（※1）参考様式： https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/online_guidance.html （※2）一覧表： https://www.moj.go.jp/isa/content/001351475.xlsx	

7. オンライン申請

オンラインによる在留手続の流れ（弁護士・行政書士）①

Step1 利用者情報登録

Step2

Step3

◆ オンラインで在留手続を行うためには、まず、在留申請オンラインシステムを利用して「利用者情報登録」を行います。利用者情報登録には届出済証明書が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

- ① 在留申請オンラインシステムの新規利用者情報登録から「弁護士・行政書士」を押します。
- ② 届出済証明書の番号などの必要事項を入力して、利用規約をお読みください。
- ③ 利用規約に同意する場合は、「登録」ボタンを押すと利用者情報登録が完了します。登録が完了すると、承認メールが送信されます。

利用者情報登録の流れ



7. オンライン申請

Step1

Step2 オンラインでの申請

Step3

◆ 承認メールからパスワードを設定すると認証IDが通知されますので、在留申請オンラインシステムを利用して申請を行います。

- ① 在留申請オンラインシステムの「法人、弁護士・行政書士」からログインします。
- ② 取得した認証IDとパスワードを入力します。
- ③ ログイン後、「申請情報入力」から申請内容を入力します。
- ④ 申請内容の入力後、「申請情報検索」ボタンを押し、申請情報一覧の画面から申請する案件を選び、顔写真と資料（日本での活動内容（在留資格）に応じた資料）を添付してください。この時、在留カードの受領方法も選択してください。
- ⑤ 資料等を添付したら、申請情報一覧の画面から申請する案件を選び、「入管庁に申請を行う」ボタンを押すと申請が完了します。申請が完了したら、受付番号等が記載されたメールが送信されます。

7. オンライン申請

オンラインによる在留手続の流れ（弁護士・行政書士）②

Step1

Step2

Step3 結果の受領

- ◆ 審査が終了したら、結果がメールで通知されます。
- ◆ 許可の場合は、在留カード等を送付しますので、お持ちの在留カードや手数料納付書、返信用封筒等の必要な資料を提出してください。
- ◆ 新しい在留カード等が郵送されますので、受領した在留カード等を申請人の方に渡してください。

※旅券に証印シールを貼付する必要がある方は、窓口にお越しいただきます。

オンラインによる在留手続の流れは以上です。

オンライン申請をぜひご利用ください。

- ★ 詳しい利用案内は、[こちら](#)をご覧ください。
- ★ 詳しい利用者情報登録の操作マニュアルは、[こちら](#)をご覧ください。
- ★ 詳しい申請等の操作マニュアルは、[こちら](#)から。



7. オンライン申請

在留申請の利用者登録をしましょう

利用者登録マニュアル（弁護士・行政書士）

2022.3

オンラインによる在留手続の
利用案内

～弁護士・行政書士～



オンラインによる在留手続のPRキャラクター
「らすっぴ」



7. オンライン申請

オンラインによる在留手続に関する
アンケート調査結果について



7. オンライン申請

アンケート調査の概要

- ・ 出入国在留管理庁では、一部の外国人の方を対象として、在留申請関連手続をオンラインにより受け付けています。
- ・ 「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」のデジタルガバメント分野「（3）新たな取組」に記載の「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引き上げ」を踏まえた上で、各府省は基本計画を策定することとされているところ、出入国在留管理庁では、在留申請関連手続について基本計画を策定しており、今般、当該基本計画に基づきアンケート調査を実施しました。
- ・ 今後、在留申請オンラインシステムを皆様にとって利用しやすいシステムとするため、本アンケート結果を参考とさせていただきます。

アンケートの対象者

- ・ 企業（個人事業主を含む）
- ・ 監理団体
- ・ 教育機関（日本語教育機関を含む）
- ・ 登録支援機関
- ・ 公益法人
- ・ 弁護士・行政書士
- ・ 外国人本人・法定代理人・親族等

アンケート調査方法

WEBアンケート方式

アンケート調査期間

令和4年11月14日（月）～
令和4年12月10日（土）（26日間）

回答数

1,502件

7. オンライン申請

アンケート結果を踏まえた今後の対応

特に要望の多かった点

オンラインによる在留手続きに関する要望として、

- ① 添付書類について複数ファイルの添付を可能とする（約15%）
- ② 在留申請の手数料に係る電子納付の導入（約13%）
- ③ 利用案内やQ & Aの充実・簡潔明瞭化（約11%）
- ④ 申請項目の削減（約11%）
- ⑤ 在留申請オンラインシステムヘルプデスクの充実（約10%）

といった回答が多く、システム面及び適切な案内に係る要望をいただきました。

〔項番10〕



今後の対応

対応策①

令和4年3月の改修で添付書類の追加提出が可能になりましたが、引き続き利用者の方の利便性向上に関する検討を行います。

対応策②

手数料電子納付の導入については、関連省庁とも協議の上、検討を行っているところであり、導入に向けて、更に検討を進めます。

対応策③

当庁HPに掲載している利用案内やQ & Aは、令和4年10月に内容等の見直しを行いました。利用者の方に分かりやすい案内となるよう、引き続き見直しに努めます。

対応策④

オンライン申請における申請項目の入力については、より簡易な入力が可能となるよう、システム面からの改善を検討します。

対応策⑤

令和5年1月以降、ヘルプデスクへのお問い合わせ件数の多かったシステムに係る御要望を踏まえたシステム改修（ユーザビリティ向上のためのメール送信設定の見直しなど）を行うなどヘルプデスクへの問い合わせ件数を減少させる取組みを実施しました。また、より多くのお問い合わせに対応できるように、ヘルプデスクの在り方について検討していきます。

- ・ アンケート結果を十分に踏まえ、今後、制度面やシステム面の改善を順次進めます。
- ・ アンケートに御協力いただきました皆様におかれましては、厚く御礼申し上げます。

8. 在留資格認定証明書の電子化

2023年3月17日から From 17th March 2023

在留資格認定証明書を
電子メールで受け取ることが可能です！
また、外国人本人の方は、
電子メールを提示することで、
査証申請及び**上陸申請**を行うことが可能です^(※)

Foreign nationals can receive the Certificate of Eligibility (COE) via email!

In addition, foreign nationals can apply for visa and landing permission by presenting this email in person. (*)

(※1) 紙の在留資格認定証明書をお持ちの方は、写しの提出も可能になります。

(※2) 在外公館において代理人等の方が査証申請する場合は、紙の原本又は写し若しくは電子メールの印刷物の提出が必要です。

(*1) Foreign nationals who have a paper Certificate of Eligibility may submit a copy thereof.

(*2) When a representative of the applicant applies for a visa at a Japanese embassy, consulate, or consular office, the said representative must submit the original or a copy of the applicant's paper Certificate of Eligibility or a printed copy of the email.

対象者 Persons to whom this notification applies

- オンラインで在留資格認定証明書交付申請を行う方

Those who apply for issuing a Certificate of Eligibility online

- 事前にオンラインで利用者登録して地方出入国在留管理局の窓口で在留資格認定証明書交付申請を行う方

Those who have completed user registration online in advance and visit a regional Immigration Services Bureau to apply for issuing a Certificate of Eligibility



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」
PR character for online residence procedures "Rasppi"

8. 在留資格認定証明書の電子化

こんなメリットがあります！ Benefits include

受け取った電子メールは、海外に住む外国人本人の方に
転送することができ、海外郵送の手間・費用・時間がかかりません！

The email can be transferred to the foreign nationals concerned living abroad, which reduces the time, effort, and cost of sending mail by post internationally.

さらに
In addition



オンライン申請を行えば、在留資格認定証明書交付申請
手続がオンラインで完結し、入国後の在留手続も
オンラインで申請することができます。

Online application makes it possible to complete the whole application procedures for issuing the Certificate of Eligibility and to apply for the residence procedures online after entering Japan.

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページをご確認ください。 For details, please check the Immigration Services Agency website.



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



◀ 在留資格認定証明書の電子化について Electronic Certificate of Eligibility
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/10_00136.html

オンライン申請について Online application ▶
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>



8. 在留資格認定証明書の電子化

在留申請の利用者登録をしましょう

利用者登録マニュアル
((窓口申請) 在留資格認定証明書電子交付希望者)

9. 問合せ先

お問合せ先は以下のとおりです。

①地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目	0570-003259 (IP海外から:011-261-7502)	
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	0570-022259	
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	0570-034259 (IP海外から:03-5796-7234)	
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タ ワー14階	0570-011000(8番) (IP海外から:03-5363-3013)	
		オンライン審査部門	03-5363-3030 (在留オンライン申請手続)
		在留調査部門	03-5363-3032 (所属機関等に関する届出・所属 機関による届出)
		情報管理部門(審査記録管理)	03-5363-3039
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込宇古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6 階	0476-34-2222(代) 0476-34-2211	
羽田空港支局	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田 空港CIQ棟	03-5708-3202(代)	
横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	0570-045259 (IP海外から:045-769-1729)	

9. 問合せ先

(続き:①地方出入国在留管理官署)

名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	0570-052259 (IP海外から:052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ棟3階	0569-38-7410(代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	0570-064259 (IP海外から:06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4411(代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1	087-822-5852(代)
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25	092-717-5420(代)
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市桶川1-15-15	098-832-4185(代)
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1	029-875-1291(代)
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	0957-52-2121(代)

9. 問合せ先

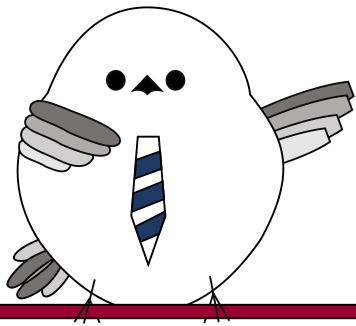
②外国人在留支援センター

外国人 在留支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	0570-011000 (IP海外から:03-5363-3013)
-----------------	-------------------------------------	--------------------------------------

③外国人 在留総合インフォメーションセンター等 (外国人 在留相談を実施している窓口)

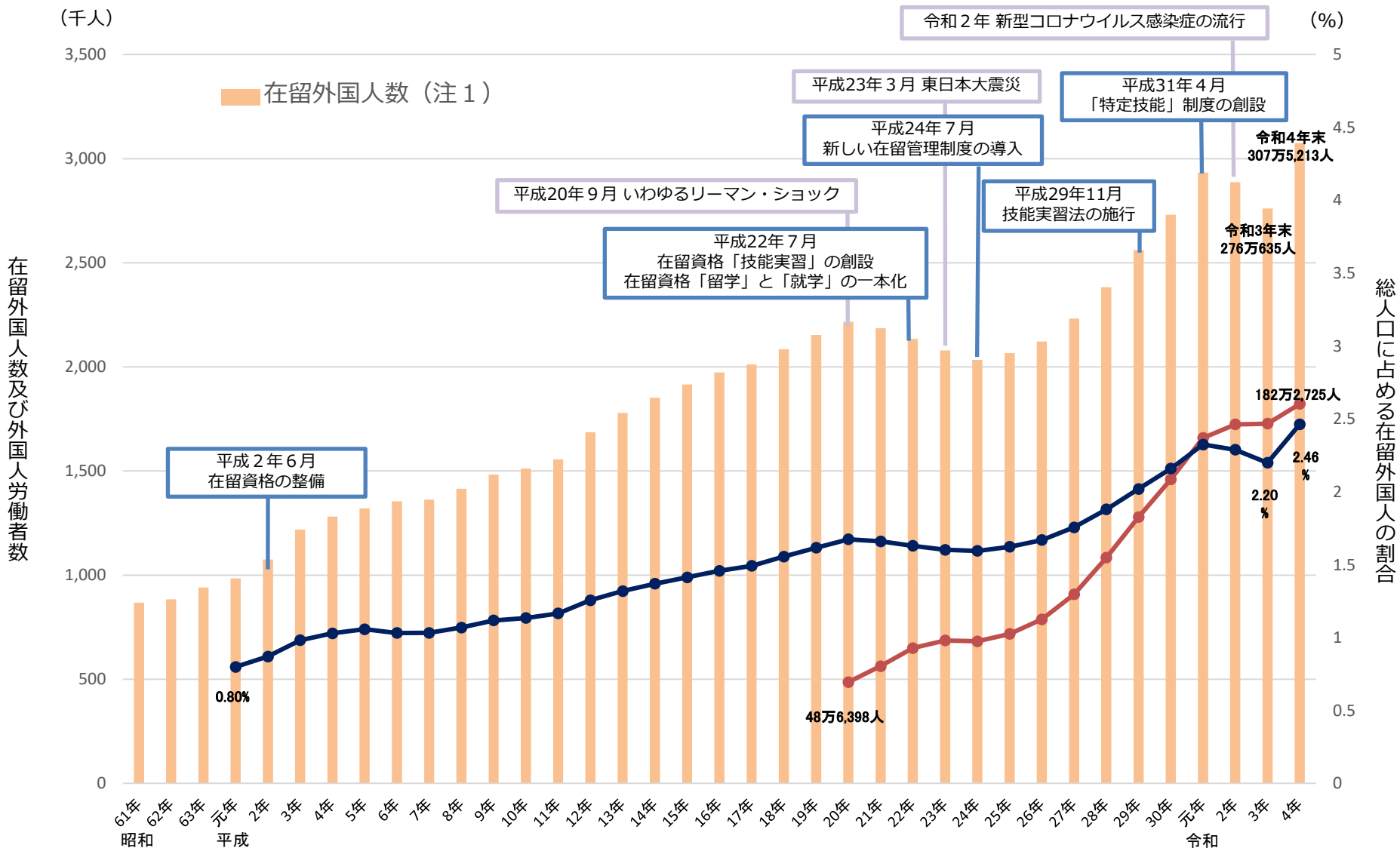
来所相談	①の各地方出入国在留管理官署(東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。)	
電話相談	0570-013904 (IP電話・海外から:03-5796-7112)	

ご清聴ありがとうございました



(付録) 各種統計

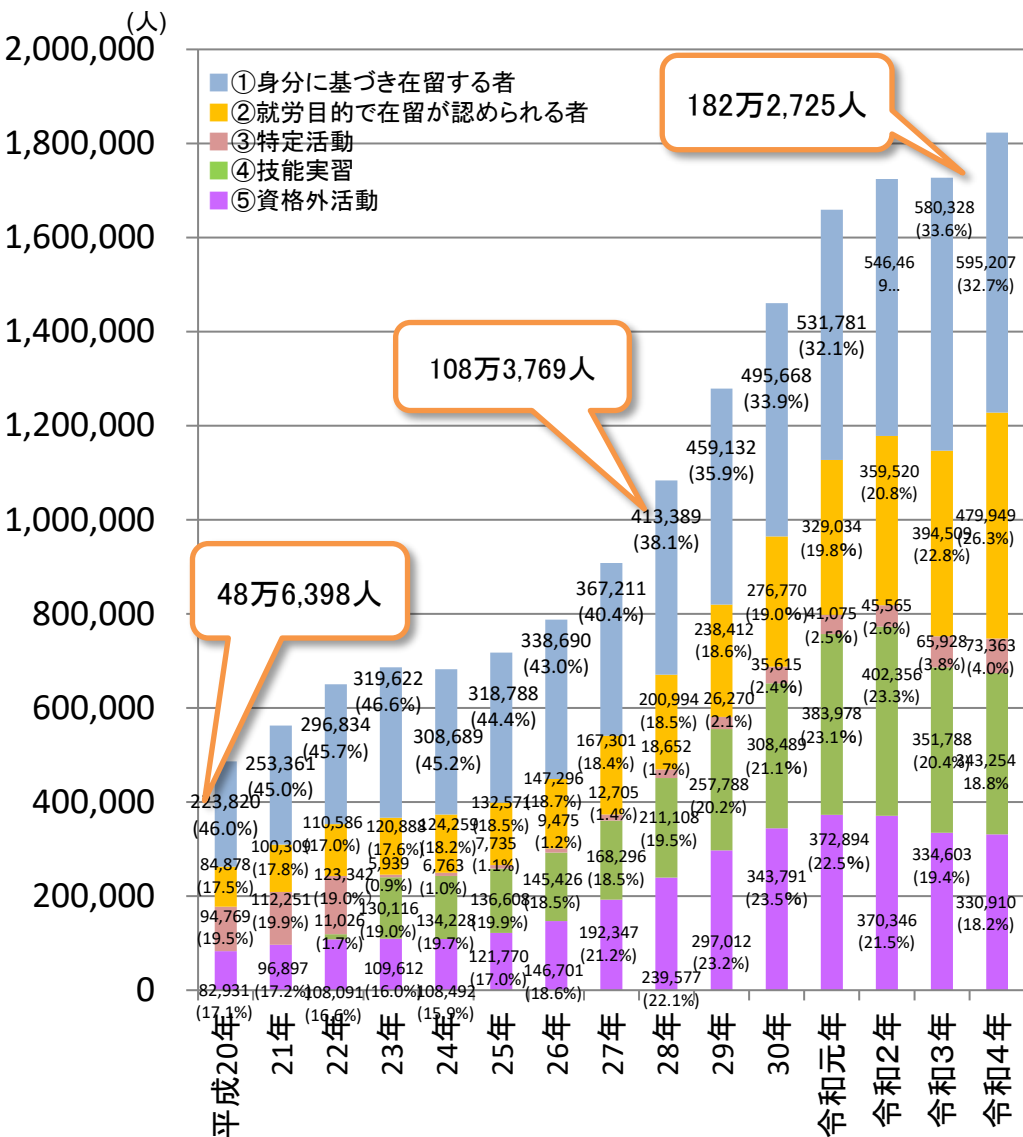
在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

(付録) 各種統計

外国人労働者数の内訳



厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

①身分に基づき在留する者

約59.5万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者

約48.0万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動

約7.3万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習

約34.3万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)

約33.1万人

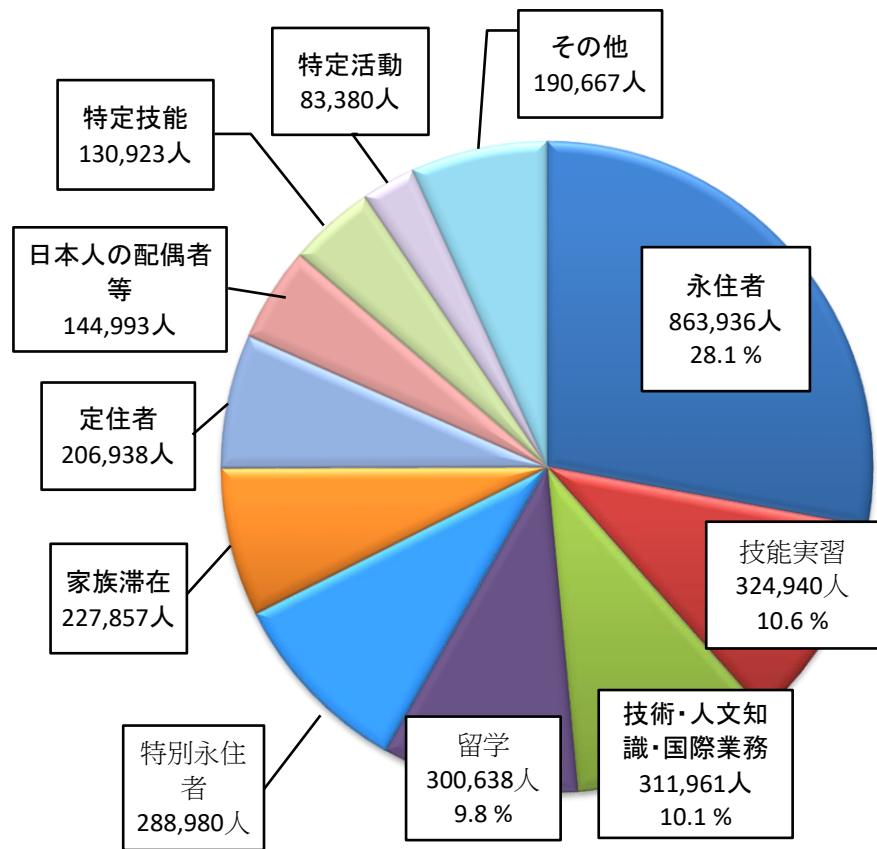
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

(付録) 各種統計

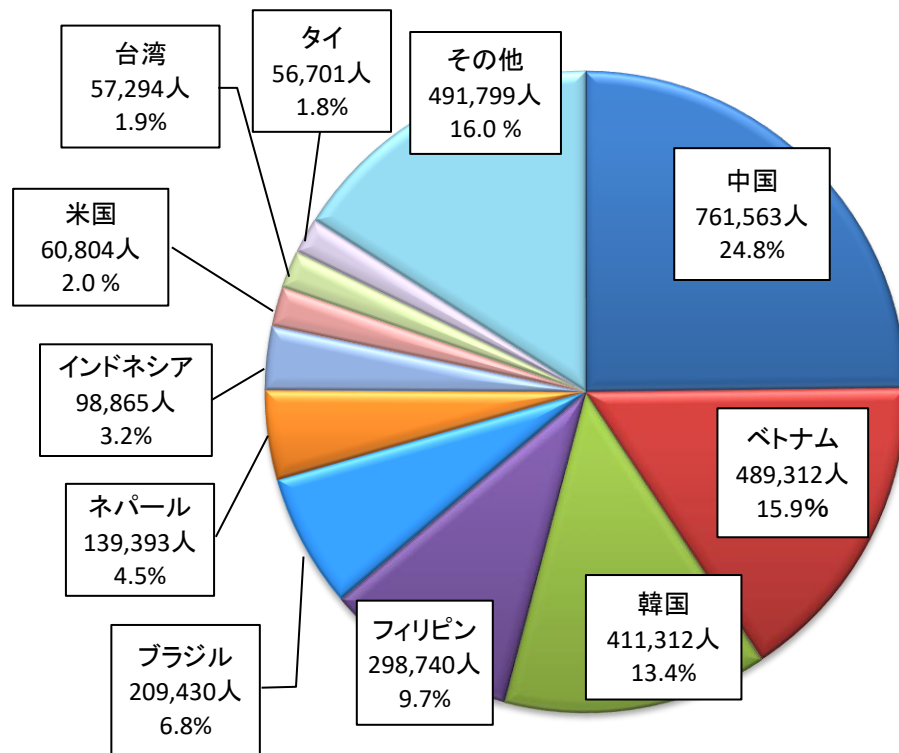
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (令和4年12月末)

在留外国人数 (総数) 307万5,213人

在留資格別



国籍・地域別



保護すべき者を確実に保護

1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

2 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の簡便化
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

3 難民認定制度の運用の見直し (法改正事項でない)

- 難民該当性に関する規範的要素の明確化
- 難民の出身国情報の充実
- 難民調査官の調査能力の向上

送還忌避問題の解決

1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何れでも、一律に送還が停止する（=送還停止効）ところ、その例外規定を創設
 - ・ 3回目以降の申請者
 - ・ 3年以上の実刑前科者
 - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む国民を受け取らない国の者
 - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3 自発的な帰国を促すための措置

- 摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

収容を巡る諸問題の解決

1 収容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要に見直す

2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3 適正な処遇の実施

- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請などに関する所要の改正

入管法等改正法の概要等

保護すべき者を確実に保護

9月以内

1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（**紛争避難民**など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

1年以内

2 在留特別許可制度の適正化

- **申請手続の創設**
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

9月以内

3 難民認定制度の運用の見直し

〔衆議院における修正事項〕

- 面接における申請者の心情等への適切な配慮
- 難民の出身国情報の充実
- 難民調査官の調査能力の向上

〔法改正事項ではない事項〕

- 難民該当性に関する規範的要素の明確化

1年以内

6月以内

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請などに関する所要の改正

送還忌避問題の解決

1年以内

1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（=**送還停止効**）ところ、その**例外規定**を創設
 - ・ 3回目以降の申請者
 - ・ 3年以上の実刑前科者
 - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「**相当の理由がある資料**」を提出すれば送還停止

2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、**退去を命令する制度**を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
 - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3 自発的な帰国を促すための措置

- 摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

収容を巡る諸問題の解決

1年以内

1 収容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で**収容しないで退去強制手続を進める措置**の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける**不利益も考慮**し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被収容者につき、**3か月ごとに収容の要否を必要性的に見直す**

2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、**医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断**すべきことを明記

3 適正な処遇の実施

- **常勤医師の兼業禁止を緩和**
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など